

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 47(オ)264	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	通行権確認等請求	原審事件番号	昭和 46(ネ)1064
裁判年月日	昭和 49 年 4 月 9 日	原審裁判年月日	昭和 46 年 11 月 10 日
法廷名	最高裁判所第三小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 111 号 531 頁		

判示事項	民法二一〇条の囲繞地通行権の対象となる通路の幅員と建築基準法四三条の規定基準
裁判要旨	民法二一〇条の囲繞地通行権の対象となる通路の幅員を定めるにあつて、建築基準法四三条所定の規定基準をその判断資料にすることができる。

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人らの負担とする。
理 由	上告代理人塚本郁雄の上告理由について。 <u>原審が適法に確定した事実関係のもとにおいては、本件通行権の対象となる通路の幅員が最小限二メートル必要である旨の原審の判断は、正当として是認することができる。そして、原審が建築基準法所定の規定基準を右判断の一資料として考慮したからといって、民法二一〇条の解釈適用を誤つたものと解することはできない。また、所論引用の判例は、事案を異にし、本件に適切でない。論旨は、ひつきよう、独自の見解を主張し、かつ、原判決及び所論引用の判例を正解しないで原判決の違法をいうに帰し、採用することができない。</u> よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 関根小郷 裁判官 天野武一 裁判官 坂本吉勝 裁判官 江里口清雄 裁判官 高辻正己)

※参考：ジュリスト 570 号 3 頁